

1 はじめに

平成 22 年度より空手道競技規定・審判規定の変更がなされた。新規定導入に向けて、専門部主催の審判研修会が実施され、その徹底と運用(申し合わせ事項)についての検討がなされてきた。これまでにない大きな改定となったため、審判員、競技者ともに多少の戸惑いや混乱が見られた。旧規定との決定的な違いは、「手技による上段への接触攻撃禁止」であり、“当てたら反則”の徹底であった。その結果、競技会における受傷者数を大きく減少させた。また、顔面への接触を明確に「反則」としたことは、得点から減点への変化であり、その攻撃自体を慎重にさせるとともに、競技内容の変化(試合運び)にまで影響を及ぼすこととなった。

競技における受傷者数の減少に異論を唱えるものはいない。しかし、顔面への攻撃に対する判断が困難である場合もあり、その課題に向けた取り組みがなされている。こうして、全国各専門部主催の審判研修会は、競技会の適正運営を図るべく、審判技術向上を至上課題として実施されている。

空手道競技規定の改正に伴う競技者の怪我激減 という大変喜ばしい状況の変化は、他競技においてもあまり例を見ない。規定の改正と受傷者数減少の関連性は明らかではあるが、その背後にあった事象を一つ一つ検証すると共に、競技安全性の確保という視点に立ち、審判のあり方、今後の課題について考えたい。

2 空手道競技規定の改正

全国高等学校体育連盟(以下、高体連)空手道部主催の組手競技は、全日本空手道連盟(以下、JKF)競技規定に準じ、相手に打撃を加えない、いわゆる「寸止めルール」により運営されてきている。「寸止め」即ち当てない競技とはいえ、これまでシニアという年齢区分のルールが採用されており、軽い接触であれば技として認められてきた。平成 21 年、世界空手連盟(以下、WK F)の競技規定の改正及び年齢区分の引き下げにあわせ、年齢的に高校生の多くの選手がジュニア&カデットの区分に入ることから、高体連空手道部における採用規定の改正が行われた。

こうして改正以降、上段突きによる接触攻撃は禁止となり、メンホー(注)は皮膚の一部と定義されることから、その表面に触れた時点で反則の適用となった。(注) 組手競技の安全具、予想外の接触による顔面への衝撃を緩和する目的で作られた面のようなもの

3 調査研究の方法

- (1) アンケート調査；《対象》①選手 ②審判員 ③都道府県各専門部審判部 ④保護者
- (2) 競技会の現状調査 ①受傷者調査 ②組手競技における技・反則の状況調査
- (3) 審判研修会の現状調査

4 調査結果及び考察

(1) 競技規定の改正がもたらしたもの

①競技会における外傷発生率¹⁾の推移

競技規定改正前後における全国規模の大会受傷記録から、その推移を調べるため、全国高体連空手道部指導部委員会医科学専門委員 南 昌秀 氏(金沢学院大学)に協力を依頼し、データ及びその解析に関する助言を頂いた。以下、頂いた平成 21 年度全国高校空手道選抜大会(以下、全国選抜)～平成 23 年度全国高校空手道選手権大会(以下、全国総体)における受傷者データ及び平成 23 年度全国選抜調査結果の解析を行った。

《注 釈》グラフ 1 において、競技規定の改正後の実施は、平成 23 年度全国総体からである。

グラフ 2、3 は、平成 21 年度全国選抜から平成 23 年度全国選抜における受傷者データについて、
(f)外傷部位 及び (i)外傷区分別 に症例を分類した。

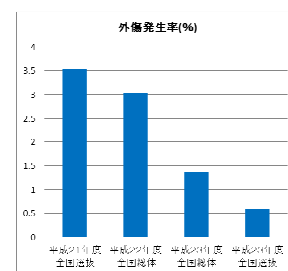
(f)外傷部位 ～ 顔・頭部、頸部、体幹部、上肢、下肢、その他

(i)外傷区分 ～ 打撲・挫傷・捻挫、鼻出血、切創・割創・裂創、骨折、脱臼、脳しんとう、
歯冠・歯根破折、その他(分類不明は、その他とした)

表 1

大会名	規定	試合数	外傷症例数	外傷発生率 (%)
平成 21 年度全国選抜	旧	567	20	3.53
平成 22 年度全国総体	旧	660	20	3.03
平成 23 年度全国総体	新	660	9	1.36
平成 23 年度全国選抜	新	677	4	0.59

グラフ 1



1) 外傷発生率は外傷症例数を試合数で除して求めた。

(日本臨床スポーツ医学会誌：vol.18 No.2、2010、空手道競技における外傷 南 昌秀)

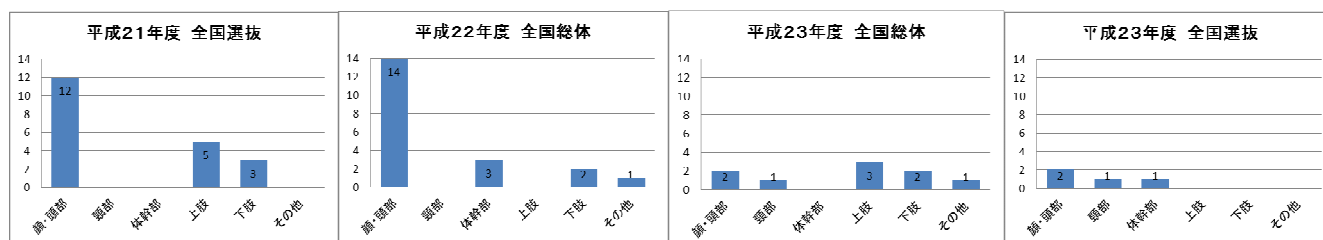
(ア)

グラフ 2-a

グラフ 2-b

グラフ 2-c

グラフ 2-d



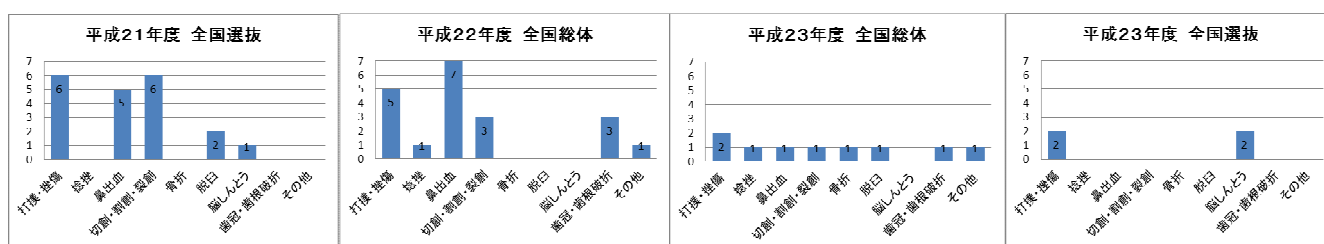
(イ)

グラフ 3-a

グラフ 3-b

グラフ 3-c

グラフ 3-d



平成 10 年～平成 20 年の空手道競技大会における外傷調査結果によると、外傷発生率は高校男子選手で最も高く 8.1%であったと報告されている¹⁾。

表 1 及びグラフ 1 より、競技規定改正前後において、外傷発生率を大きく減少させた。特に、平成 23 年度全国選抜における外傷発生率 0.59%は、競技会の安全性の高さを物語る数値といえる。

このように、競技規定の改正がもたらしたものは大きい。全国大会、関東大会、東京都大会といったデータを見る限りにおいて、全国各地区においても同様の結果であったことが推察される。

(ア)外傷部位別グラフにおいて、改正前(グラフ 2-a,b)は、顔・頭部の外傷が最も多く、改正後(グラフ 2-c,d)は大きく減少した。

(イ)外傷区分別グラフにおいて、改正前(グラフ 3-a,b)に多く見られた症例、打撲・挫傷、切創・割創・裂創、鼻出血は、改正後(グラフ 3-c,d)において減少した。特に、鼻出血という特定部位における症例の減少が顕著であった。

また、今年度の全国総体の外傷症例数 14 のうち、顔・頭部の受傷者は 3 名であり、鼻出血は 1 名であった。

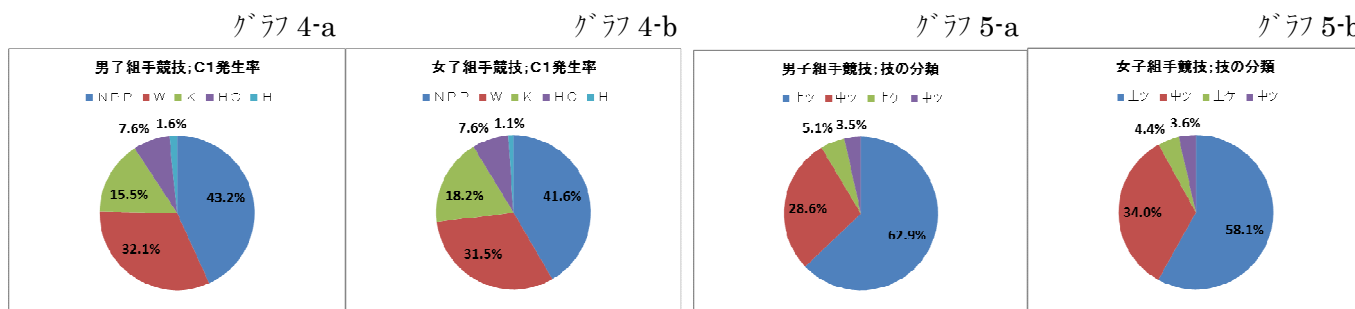
同様の調査¹⁾において、外傷部位別では、顔・頭部、外傷区分別では、打撲・挫傷が最も多く、次いで鼻出血であったと報告している。

競技規定の改正により、受傷者数の減少、特に顔・頭部の受傷者数減少をもたらした。上段即ち顔・頭部への突き技の接触を禁止したためと考えられる。

②競技規定改正後の組手競技における“カテゴリー1(C1)違反の発生状況”及び“技の分類”について

組手競技規定において、上段への手技接触攻撃が禁止事項となり、改正後 C1 違反者が急増した。というよ

り、C1と判定することが増えた、と表現する方が適切であろう。残念ながら、改正以前の記録用紙がないため、その検証はできない。禁止行為；C1に分類される行為は、競技会において直接的な外傷原因となるため、その発生状況について調査した。また、組手競技における記録用紙から、得点となった全ての技について集計し、その分類を行った。



《注釈》NPP(non-penalty player)；カテゴリー1(C1)の 忠告～反則を犯していない選手

C1発生率；C1違反の宣告を受けた選手を総選手数で除して求めた。

違反の記号；忠告；W、警告；K、反則注意；HC、反則；H

《解析対象》平成24年3月～平成24年8月の高校空手道競技大会 2040試合、4080名の選手を対象とした。

トーナメント競技であるため、選手数は試合数に応じた延べ人数として積算した。

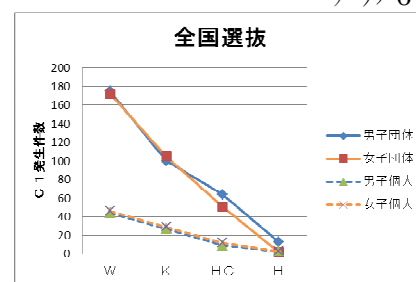
また、2040試合において記録用紙に記載された10850の技を次のように分類した。

分類略記号；上ツ；上段突き、中ツ；中段突き、上ケ；上段蹴り、中ケ；中段蹴り

《考察》男女組手競技におけるC1発生率を見ると、NPP値の平均は、42.4%であった(グラフ4-a,b)。つまり、57.6%の選手はC1違反(W・K・HC・Hの何れか)を犯していることになる。上段への手技による接触攻撃を禁止した「ジュニア&カデットルール」への改正以降、C1発生率は極めて高くなっているが、審判も意識的かつ厳密にこの上段への禁止攻撃を見ているためである。C1とくに「忠告」宣告は、規定改正後における必然的な増加であり、“競技者の違反を明確に知らせ正す”といった機能を十分に果たしているものと考えられる。違反行為に対する厳格なる判定は、その抑止効果を生む。必然的に上段への攻撃を慎重にさせ、競技会における受傷者数の減少、即ち安全性の向上へとつながるものと考えられる。

グラフ6は、平成23年度全国選抜 男女組手競技におけるC1発生率の推移を示したものである。C1違反の宣告は段階的であり、1回目において失点なしの「忠告」、2回目の「警告」から相手側の得点となり、違反者が不利になるシステムである。グラフ6に見られる減衰の様子は、“当てないようにコントロール”した結果であると言える。

この全国選抜出場選手に対するアンケート調査の中で、「上段突きを当ててしまい、C1違反の忠告を受け、ポイントもリードされている状況において、あなたはどの試合運びをしますか」との問いに、中段主体の攻撃、蹴り技主体の攻撃への変更、或いは上段を控えずともしっかりと技を出すよう心掛けると回答している。



技の分類・分析データは、その試合の位置付け、対戦相手、試合の状況、個人差等に大きく左右されるため、慎重に取り扱う必要がある。C1忠告の宣告以降、競技者の試合運びに変化をもたらす、怪我につながる行為に対し、自己修正をしていることが分かる。この大会の外傷発生率0.59%はこうして生まれたと考えられる。審判の本質的な仕事は「技の見極め」である。まさに血の滲む稽古の末に生み出される“素晴らしい技”を見極め、判定を下すことこそ、審判員の使命と考える。その審判技術の質的向上は、安全かつ公正な競技会を実現させる。さらには、選手の競技力向上へと実を結ぶことは自明の理であろう。

グラフ 5-a,b において、手技による攻撃部位の比率（上ツ／中ツ）を計算すると、男子；2.20、女子；1.71 となった。上段への手技(突き)による接触を厳しく取っている状況においても、上段突きの選択率が男子 62.9%、女子 58.1%であり、中段突きと比べ、男子 2.20 倍、女子 1.71 倍という高い数値であった。

攻撃部位として、腹部の中段よりも、顔面・頭部の上段を狙う方がポイントを取りやすく、技の発展性からも連続攻撃のバリエーションを組みやすいためと考えられる。つまり“技”として出し易いのである。

③規定改正による“混乱”と“戸惑い” ～ アンケート調査の結果から

《 空手道競技を見つめる 4 つの視点 ～(A) 選手 (B) 審判員 (C) 専門部 (D) 保護者 》

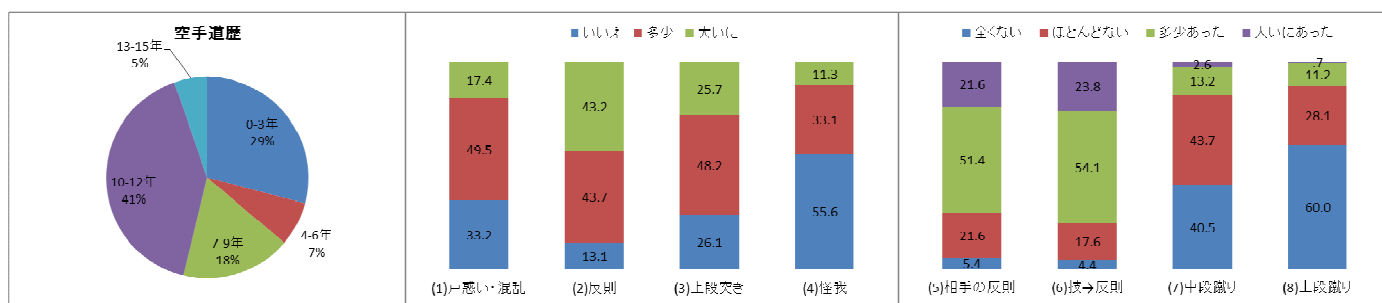
(A) 選手対象アンケート調査結果 *詳細別紙資料参照*

全国選拔出場選手 572 名を対象とし、競技規定の改正に伴う混乱や戸惑いの有無、技・反則判定の状況とその認識等、12 項目についてアンケート調査を行った。全国選拔出場選手と東京都選手との違いは、はっきりと空手道歴に現れる。グラフ 7 において、東京都選手の場合、半数近くが 3 年以内と回答している。

グラフ 7

グラフ 8

グラフ 9



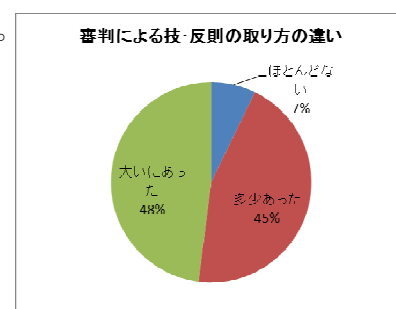
(1)規定改正に対する“戸惑い”“混乱”は、「大いにあった」「多少あった」を合わせて（以下“はい”との回答）**66.9%**、東京都選手についても、**63.9%**となった。その内容について聞いてみると、(2)反則を取られやすくなったと感じている選手は、“はい”との回答 **86.9%**、東京都選手 **77.1%**であった。技量レベルの高い選手達は、「コントロールしているにもかかわらず触れてしまったための反則」との認識が強いと考えられる。また、(3)上段への技が取りにくくなったか、との問いに、“はい”との回答 **73.9%**、東京都選手 **72.1%**であった。やはり 7 割を超える選手達は、(2)の質問同様の回答、技の取りにくさを指摘している。(4)試合中の怪我発生状況について、減ったとの認識 **44.4%**、東京都選手 **38.6%**となった。この回答率の低さは審判員に対する結果と大きく異なるが、競技会における他の試合の状況、全体の状況まで詳しく知らないためであろう。規定改正後において、とくに上段攻撃に関する“戸惑い”“混乱”の状況が明らかとなった。

(5)、(6)は、審判の判定に対する認識、(7)、(8)は、強い中段蹴りを受けた経験、上段蹴りを受け倒れた経験の有無、といった反則行為の経験歴についての問いである。(5)自分が当てられているのに相手の反則を取ってくれないとの回答は、全国、東京共に **7 割**を超える。(6)「技」が決まったと思ったら「反則」となった経験の有無についての回答も、全国、東京共に **7 割**近くにのぼる。しかし、(5)と(6)には、“される側”“する側”の認識という明確な違いがある。(6)については、行為者は気付いていないにせよ、事実当たっているから反則となったと考えられる。問題は(5)、選手の認識と審判の判定とのずれで

グラフ 10

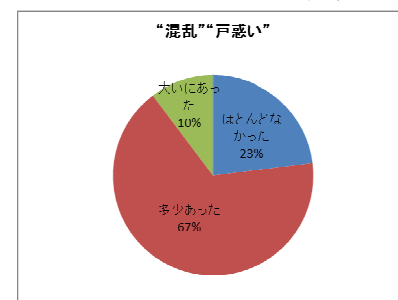
あり、事実当てられているのである。それを見逃していることに他ならない。そして、直接的な質問、“審判員によって、技・反則の取り方が違うと感じたことがありますか”を問うた。グラフ 10 に示された通り、“あり”との回答は全国 **93%**、東京 **83%**となった。取るべき「技」を取らなかったり、接触を見逃せば、「反則」を誘発し、増長させてしまうことになりかねない。

今、審判員に求められているのは“しっかりした技”の見極めであり、その“判定の統一性”に他ならない。



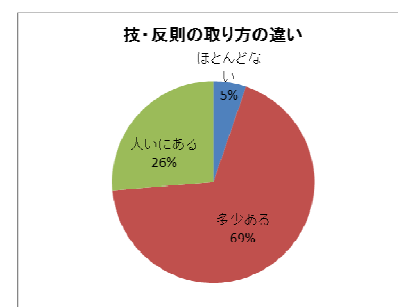
(B) 審判員対象アンケート調査結果 *詳細別紙資料参照*

グラフ 11



平成 23 年度 全国高校空手道選抜大会審判員 39 名を対象とし、競技規定の改正に伴う混乱や戸惑いの有無、競技会における受傷との関連性、技・反則判定の状況とその認識及び今後のあり方等、7 項目についてのアンケート調査を行った。全国各専門部から派遣された高校空手道競技審判のスペシャリスト達である。規定改正に対する“戸惑い”“混乱”の有無を聞いた。グラフ 11 において、「大いにあった」「多少あった」を合わせて（以下“はい”との回答）は 77%、東京都審判員 81%。選手同様、“戸惑い”“混乱”の状況が分かる。どの様なところに“戸惑い”“混乱”があったのかとの質問には、「技と反則の区別」37%、「反則の取り方」34%であり、規定改正根幹部分に対する戸惑いであった。

グラフ 12



次に、競技会における受傷者数の変化については、「多少減った」18%、「激減した」82%となり、これまでの状況をすべて認識し、経験をもって示された数値であり、その通りと言える。それは前述の検証結果である“外傷発生率”の減少をもって裏付けられる。激減したとする傷病名は、鼻出血 51%、次いで前歯損傷 24%、鼻骨骨折 13%、いずれも顔面部に集中する外傷である。グラフ 10、12 を比較してみると、技・反則の取り方の違いに関して、選手と審判員との認識のずれが見られ、“戸惑い”“混乱”の状況が数値となって現れている。以下、記述回答の主なものを抜粋した。

《質問事項》「頭部、顔面又は頸部への得点距離は 10cm とする」となりましたが、“しっかりした技”をとることについて、あなたの感想を簡単に聞かせて下さい。

・10cm で技を極めるには、踏み込みはとても大切だと考えるので、大会、練習会場等でマットが無い場合、マットなしでの練習については、怪我につながらないか不安・10cm 手前で、しっかりとした技を決めるのは難しいので、技術的にはレベルアップにつながる・しっかりとした技を審判が判断する良し悪しによって怪我が減ることは良いことである・メンホーを装着した時点で顔面から 3cm 程度の距離が生じていることを考えると 10cm は少し違和感あり・怪我防止の観点から良いと思います・実際はなかなか取りづらいのが現状。しかし、しっかりした技を取ることは大変良いことと思う・伸びきった突きや置きにいくような突き等取り方がまちまちである・得点距離 10cm は審判に技とどうかの判断基準に多くの曖昧さを含んでいる・技の見極めが難しいと感じた・審判技術が追いついていない・選手が動いている中での 10cm を見極めることの難しさ 他

《質問事項》審判技術の向上は、選手の安全確保と技術向上をもたらす、その研鑽こそが我々にとって焦眉の課題となると考えますが、あなたの意見をお聞かせ下さい。

・スポーツ競技では審判技量が選手の人生を左右します。審判技術の向上は当然です・どの試合でも同じ基準で審判をすることが選手にとって大切だと感じる・安全をしっかり確保し、安心して競技させる・技の質が問われ、質の向上が今後のテーマと考える・県、地区での講習会に積極的に参加するよう心がけています・選手の安全、技術向上、マナーに対し、もっと研修を多くやった方がよいと思う・必死に頑張っている選手の為、我々審判もしっかり研鑽するべきだと思います・必要であるから審判をしている方が大部分です。もっと審判員に対して温かく勉強できる機会を作ってください・その通りだと思う。指導者=審判→良い選手を育てることができると考えます・研究と経験が大切だと思う・武道としての空手とスポーツとしての試合とどのようにジャッジすべきかを問い続けて精進努力していきたいと思う・都道府県の違いで審判技術の格差がないようにしたい 他

(C) 都道府県各専門部審判部対象アンケート調査 *別紙資料参照* 《紙面の都合上、別紙資料掲載》
各専門部の抱える現状等、30 項目についてアンケート調査を行い、32 専門部より回答を得た。

(D) 保護者の視点

日頃選手を多方面から支える両親や家族は、最も強力なサポーターといえる。高校空手道の一番の理解者、

そして勝負の行方を見守り、最も厳しい目を持つ観客でもある。道場、部、学校の枠を超えた貴重な意見となることを期待し、そんな保護者の意見をまとめた。

規定改正により、選手達に“戸惑い”“混乱”があったとする意見はやはり多く聞かれる。特に、上段への攻撃に対する反則が増え、技が取りにくくなったと感じている方も多い。また、一方で競技会において、怪我をする選手、特に鼻出血等が減ったことは良いことと評価している。しかし、技・反則の判定が、観ている者に分かり難い場合もあり、審判によって微妙に違うと感じている、との意見も多い。

これらの指摘の中で、「**判定の統一性**」が問われていることを、重く受け止めなければならない。

(2) 今後の課題 ～ まとめにかえて

①空手道競技の特性と審判研修会の重要性

空手道は本来、相手に衝撃を与えて倒す武技である。もちろん、実際の競技においては衝撃を与える技の行使は禁じられている。しかし、「当てない」ことを前提とした競技であるとはいえ、誤って衝撃を与えてしまう危険性は残されるが故に、外傷発生率の高い競技とされてきた。

今規定改正において、上段に対する反則の定義が明確になったと言える。その結果、従来と比べ、「技」としての判定が一部「反則」となり、取らなかった技が一部「技」となるケースが出現し、後者の見極めはさらに難しくなった。このことが“戸惑い”“混乱”や“判定の不統一”を招いた直接的な原因と考えられる。

しかしその一方で、競技の安全性は飛躍的な向上を遂げ、確実に高校空手道の新たな一步を踏み出したと言える。素早い動きの中で、「技」と「反則」を適正かつ瞬時に判定することは容易なことではない。経験者かつ熟練者でなければこれを為し得ないという、空手道競技審判員の持つ特性がそこにある。そして、あつてはならぬ事であるが、審判の判断が怪我と直接結びつく可能性をも秘めている。

空手道競技審判研修会は、競技会の安全かつ適正なる運営を図るべく、審判技術向上を至上課題として実施されている。

②関東審判研修会の取材を通して

来年度、現行の競技規定が再び改正となる。これに先立ち、9月8日、次年度導入に向け関東審判研修会が行われた。例年実施されている研修会ではあるが、今回規定改正とあつてWKF国際審判員を講師に迎え、100名を超える参加となった。1時間を越えての競技規定研修の後、体育館へ移動し実技研修。全員ゼッケンをつけての新規定体験講習である。慣れぬ新規定に戸惑う受講生、“そこで**技**を取ってあげないから**反則**を犯すことになる”と檄を飛ばす講師陣。学ぶ側も教える側も、残暑厳しい外気を越える熱の入れようである。座学、実技共に技術、運用面等様々な角度からの質問が相次ぎ、充実した研修会となった。閉講式における代表挨拶の中で、高空連発足当初、上段突き禁止の全国大会であったことが紹介された。絶対に怪我人を出すことが許されぬ大会であったと。昭和49年7月、第1回全国高等学校空手道連盟審判研修会を実施、翌月、記念すべき第1回全国高等学校空手道選手権大会が東京に於いて開催されている。規定改正が相次ぐ状況の中で、発足当初の基本理念、“**安全性が全てに優先される**”ということを今一度、肝に銘じたい。



審判研修会の最後に、協力してくれた選手達に感謝の意を込め拍手を送ることになっている。それは選手達に送るエールの拍手でもあり、同時に技術向上に取り組む我々審判員の決意の瞬間でもあったと確信している。今後も限りなき前進(Ever Onward)を続けていきたいと考えている。